

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は取締役・監査役制度を中心にコーポレート・ガバナンスの充実を図り、公正で透明性のある経営機構を構築することを基本的な考え方としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 [更新](#)

20%以上30%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新日鐵住金ステンレス株式会社	20,493,900	10.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	16,269,000	8.31
三菱商事株式会社	15,955,961	8.15
日新製鋼株式会社	14,952,216	7.64
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND (株式会社三菱東京UFJ銀行)	11,499,482	5.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,287,000	3.72
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (株式会社みずほ銀行決済営業部)	2,841,825	1.45
大和証券株式会社	2,587,000	1.32
BARCLAYS BANK PLC A/C RE EQUITIES (バークレイズ証券株式会社)	2,580,000	1.32
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	2,527,000	1.29

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
松本 伸也	弁護士										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本 伸也	○	—	松本取締役は、弁護士としての専門的見地及び幅広い見識により、コンプライアンスの強化及びコーポレート・ガバナンスの充実を推進するため社外取締役に選任しております。また、主要な取引先、主要な株主ないしその出身者ではなく、当社から取締役報酬以外の多額の金銭その他の財産を得ておりません。同氏の本職は弁護士であり経営陣と同じ位置におらず、一般的の株主と利益相反を生ずる虞もないことから、当社からの影響は少なく独立性があると判断し、独立役員に選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査に関しては、監査室(2名)を設置し、組織・制度監査、業務監査、会計監査等を行い、当グループ全体の「財務報告にかかる内部統制の評価」等を実施しております。

監査役監査は、常勤監査役1名を中心に4名の監査役が年次監査計画を作成し、それに基づき監査を行っております。

また、監査役、監査室及び会計監査人との相互連携については、監査報告会を年2回実施し、連携を図っております。

監査役と監査室においても相互連携を図るために随時情報交換の場所を設置し、監査計画の実施状況の確認及び調整が出来るような体制を整えております。

なお、社外取締役には監査状況を監査室から取締役会を通じて報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡邊 瞳身	他の会社の出身者								△					
小林 茂	他の会社の出身者								△					
山元 文明	他の会社の出身者								△					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 瞳身		当社の取引先銀行の出身である。	金融機関出身で財務及び会計並びに監査役としての知見を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行することができる」と判断したためであります。
小林 茂		当社の取引先銀行の出身である。	金融機関出身で財務及び会計並びに監査役としての知見を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行することができる」と判断したためであります。

山元 文明

当社の取引先銀行の出身である。

の職務を適切に遂行することができると判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準等は定めておりません。

当社は、豊富な経験に基づく高い見識や専門的な知見を有する者から社外取締役及び社外監査役を選任しております。その中から東京証券取引所の定めに基づく独立性に関する要件を満たしている者を独立役員として選任しており、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成18年7月から業績連動型報酬制度を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

取締役の報酬総額は金204百万円であります。

取締役への報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

平成18年5月22日開催の取締役会で役員退職慰労金制度の廃止の決議を行い、平成18年6月29日開催の第80回定時株主総会において退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議しており、当事業年度末現在における今後の打ち切り支給の予定総額は、次のとおりであります。

監査役1名に対し総額 6百万円

なお当該打ち切り支給対象者で、平成26年6月27日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました取締役2名に対し24百万円を支給しており、上記報酬等の額に含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- ・役員の報酬は、定款の定めにより、株主総会において総枠を決議しております。
- ・各人の報酬額は役員報酬に関する規定により、固定報酬である役員基本報酬及び役員特別報酬と業績連動報酬である役員加算報酬で構成されております。
- ・取締役分については、役員報酬に関する規定により、その配分方法を取締役会で協議した上で、各人の報酬額を取締役社長が各人と協議して決定しております。
- ・監査役分については、役員報酬に関する規定により、監査役間の協議で決定しております。
- ・社外役員の報酬については、役員基本報酬及び役員加算報酬としております。
- ・役員賞与は、業績連動で毎年の業績等に応じて支給され、株主総会において決議された役員報酬総枠に含まれるものとし、取締役分についての配分基準を取締役会で協議した上で、取締役社長が各人と協議して各人の賞与額を決定しており、監査役分の配分については、監査役間の協議で決めております。
- ・連結子会社役員への当社派遣役員の報酬等は、無報酬としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役又は社外監査役を補佐する担当セクションや担当者はおりませんが、取締役会事務局が全ての取締役会開催予定日を知らせ、所定

の期間までに議案・報告事項を詳細に記載した取締役会の招集通知を送り、全ての取締役に出席いただき、速やかに取締役会議事録の写しを交付しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 提出会社の企業統治の体制の概要及び当該体制を採用した理由

当社は取締役・監査役制度を中心にコーポレート・ガバナンスの充実を図り、公正で透明性のある経営機構を構築することを基本的な考え方としております。

(2) 取締役会

取締役会は、経営環境の変化に迅速かつ適切に対応するため、取締役8名(うち社外取締役1名)で構成しており、毎月の取締役会開催に加え、取締役間で隨時打合せを行い、迅速な対応、効率的な業務の執行及び取締役間の業務の執行監視を行っております。

(3) 経営計画委員会

経営計画委員会は、取締役及び所管部長・室長により構成し、会社の業務運営方針及び経営計画(原案)を策定し、社長に答申いたします。社長は答申に基づき当該計画を取締役会に提案いたします。

(4) 監査役会

当社は監査役制度を採用しており、監査役会を構成する監査役4名のうち3名が社外監査役であります。取締役の公正な業務執行を期するために非常勤を含めた監査役全員が全ての取締役会に出席できる体制にしております。

(5) 内部監査体制及び監査役・監査法人との連携

内部監査に関しては、監査室(2名)を設置し、組織・制度監査、業務監査、会計監査等を行い、当グループ全体の「財務報告にかかる内部統制の評価」等を実施しております。

監査役監査は、常勤監査役1名を中心4名の監査役が年次監査計画を作成し、それに基づき監査を行っております。

また、監査役、監査室及び会計監査人との相互連携については、監査報告会を年2回実施し、連携を図っております。

監査役と監査室においても相互連携を図るために隨時情報交換の場所を設置し、監査計画の実施状況の確認及び調整が出来るような体制を整えております。

なお、社外取締役には監査状況を監査室から取締役会を通じて報告しております。

(6) 会計監査等

会計監査は、有限責任 あずさ監査法人が業務を執行しております。

また、法令遵守に基づいた経営を行うため、法律上の判断が必要な場合に、隨時顧問弁護士に確認が出来る体制になっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当該ガバナンス体制を採用した理由は、当社の規模から監査役制度を採用しており、意思決定と業務執行機能を分離するため執行役員制度を導入し、業務執行監督機能強化のため社外役員を選任することにより、内部統制が機能するように図るためにあります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月26日株主総会を開催いたしました。その招集通知は平成27年6月5日に発送いたしました。
その他	招集通知を当社ホームページへ掲載しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的説明会は、年2回開催予定。工場(八戸製造所)見学会は、年1回開催予定。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、アナリスト・機関投資家向け決算説明会資料 (http://www.pacific-metals.co.jp/ir/index.html)	
IRに関する部署(担当者)の設置	名称:IR委員会	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動規範に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は2009年3月にISO14001を認証取得し、これまで環境負荷の低減に向けて積極的に取り組んでまいりました。 また環境報告書を作成し、当社ホームページへ掲載しております。 (http://www.pacific-metals.co.jp/environment/report.php)

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備の状況及びリスク管理体制の整備の状況

(イ)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制

- ・取締役の職務執行に関する報告は、文書及び電子的媒体により行っております。
- ・職務の執行に係る情報の保存、管理は法令・社内規定により行っております。

(ロ)損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・大規模な事故、災害、不祥事等に対処するため、平常時の諸対策を講ずる「危機対策会議」、有事の際に設置する「危機対策本部」の位置づけと機能について明確にした「危機管理規定」を制定しております。
- ・経営管理上のリスクについては取締役会に上程し対応を決定しております。
- ・日常業務におけるリスクに対しては、管理規定、業務執行におけるマニュアル等を作成し対応しております。

(ハ)取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制

- ・執行役員制度の導入で取締役会の役割を会社全体の経営方針の決定と業務執行に関する監督機能を明確にして活性化を図り、業務執行責任者の担当業務責任と役割を明確にすることにより実務レベルでの意思決定の迅速化と業務遂行機能の強化を図っております。

- ・業務運営では、取締役及び所管部室長をメンバーとする経営計画委員会が運営方針及び経営計画を策定し、取締役会において同方針、計画を協議、決定、これを組織的、計画的な業務執行を行っております。また、その業務執行状況は担当執行役員が、取締役会へ定期的に報告し、取締役会が確認しております。

- ・業務執行の効率性は各種規定の整備により行っております。

- ・社外取締役は全ての取締役会に出席できる体制にしております。

(ニ)取締役・使用者の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「経営方針」、「企業倫理規範」、「企業行動基準」等を取締役会にて制定しております。

- ・取締役・使用者の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として「内部統制委員会」を設置し、コンプライアンスの強化を図っております。

- ・社外取締役は全ての取締役会に出席できる体制の下で意思決定を行っております。

- ・取締役会直属の「監査室」を設置し、当該室が監査役との連携のもと、「組織・制度監査」、「業務監査」、「会計監査」、「日常的モニタリング」を行っております。

- ・公益通報体制を整えております。

(ホ)当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制

- ・当社の指導のもと連結子会社は、内部統制・危機管理担当者を置き、その担当者は、必要に応じて当社の「内部統制委員会」、「危機対策会議」に出席する等、業務の適正性を確保する体制を整えております。

- ・「監査室」は連結子会社における業務の適正性を確保するために監査を行っております。

- ・連結子会社の経営状態を各連結子会社の取締役が定期的に取締役会に報告しております。

- ・公益通報体制を整えております。

(ヘ)監査役の職務を補助すべき使用者の体制

- ・監査役の職務を補助すべき使用者はありませんが、当面は「監査室」が監査役と連携を保ち、取締役会が必要に応じ監査役会と意見交換を行います。

(ト)取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制

- ・取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告することになっております。

- ・取締役は、取締役会及び重要な会議開催に係る招集通知を監査役に行っており、また、監査役の重要な書類の閲覧並びに会社の業務及び財産の状況調査については、監査役の指示に従うこととしております。

- ・取締役の公正な業務執行を期するために非常勤を含めた監査役4名(うち3名は社外監査役)が全ての取締役会に出席できる体制にしております。

(チ)財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、各種関連規定を整備し、財務報告における不正や誤謬発生のリスクを把握・管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制になっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序・安全に脅威を与えている反社会的勢力及び団体等とは一切の関係を持たないこと、また反社会的勢力及び団体からの要求を断固として拒否します。従来より、担当窓口を設置し、情報を一元管理し、警察及び特殊暴力防止対策連合会などの関連団体との連携、また、社内での「不当要求の手口と対応」等のビデオ研修を行い、勢力排除に向けた取り組みを強化しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

平成25年6月27日開催の定時株主総会の承認により、4回目の有効期間3年の事前警告型ライツプランによる企業買収防衛策を導入しました。買収防衛策の有効期間は、平成28年6月下旬開催予定の定時株主総会の終結までであります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

(1) 決定事実に関する情報(子会社に関する情報を含む)は、社内各部門が資料を作成し、その内容を担当取締役から総務部に伝達される。総務部は、経理部及び情報取扱責任者と協議して、開示の要否を判断し、それに基づき取締役会に提出する資料を作成し、開示の要否の意見を付して取締役会に提出し、取締役会での開示の要否を含めてその承認を受けた後、開示を必要とする場合は総務部より株式会社東京証券取引所に適時開示を行なう。

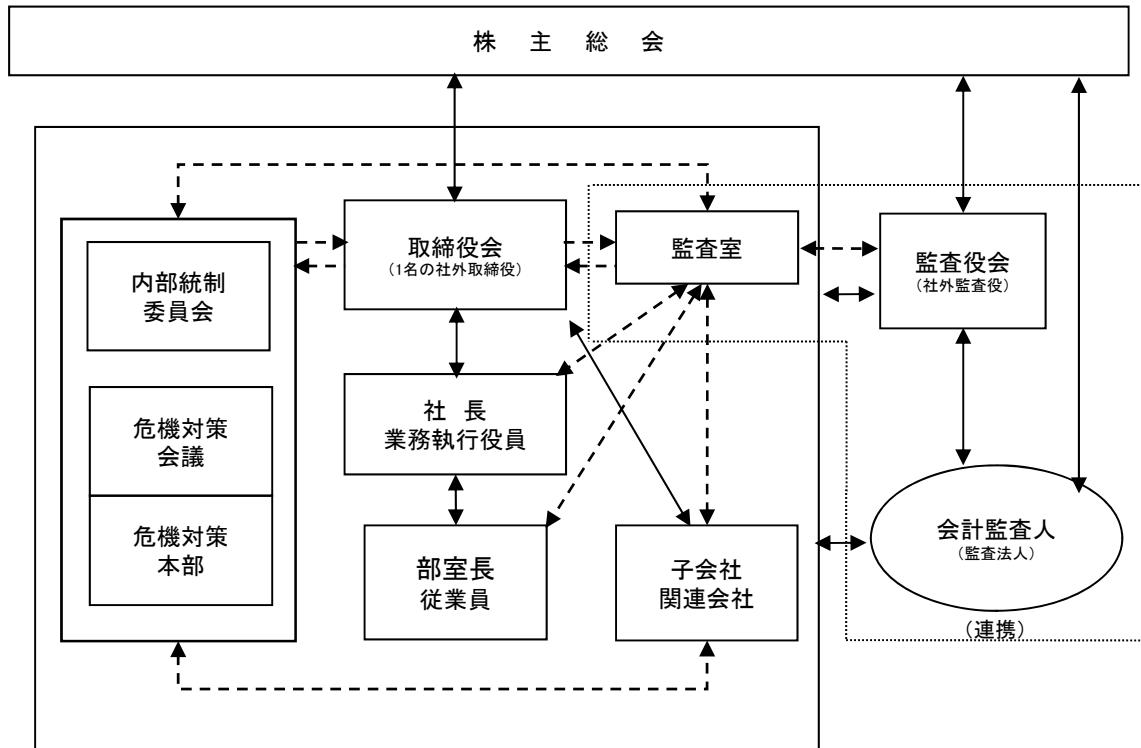
(2) 投資家の投資判断に影響を及ぼすような発生事実に関する情報(子会社に関する情報を含む)は、担当取締役から総務部に伝達される。総務部は、経理部及び情報取扱責任者と協議して、開示の要否を判断し、それに基づき取締役会に提出する資料を作成し、開示の要否の意見を付して取締役会に提出し、取締役会での開示の要否を含めてその承認を受けた後、開示を必要とする場合は総務部より株式会社東京証券取引所に適時開示を行なう。

(3) 決算に関する情報は、経理部が資料を作成し総務部・情報取扱責任者等と協議して、開示の要否を判断し、その要否の意見を付して取締役会に提出し、取締役会で開示の要否を含めてその承認を受けた後、開示を必要とする場合は、総務部より株式会社東京証券取引所に適時開示を行なう。

(会社の機関・内部統制の図表)

→ 従来の業務等の流れ

――― 内部統制についての報告、指示、監査、選任等の意味



適時開示体制 模式図

